

# 令和8年度 群馬県大学発等スタートアップ創出・育成支援事業 企画提案要領

本要領は、群馬県大学発等スタートアップ創出・育成支援事業（以下「本事業」という）に係る業務の契約相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務の名称

令和8年度群馬県大学発等スタートアップ創出・育成支援事業

## 2 業務の趣旨・目的

群馬県内の大学及び工業高等専門学校の研究成果や技術シーズを基に、企業とのマッチングや共同研究等を促進するとともに、その成果の社会実装及び事業化を支援することにより、産学連携による新規事業の展開を促進し、将来的な地域発スタートアップの創出につなげることを目的とする。

## 3 業務の内容

本事業に係る企画、運営、進行管理、関係者調整等、事業全般。

※詳細は「令和8年度群馬県大学発等スタートアップ創出・育成支援事業委託仕様書」を参照。

## 4 見積上限額

金11,975,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを依頼する。

## 5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月22日（月）まで

## 6 委託先選定数

1者

※ただし、業務を効果的に実施するため、実行委員会の了解の下、業務の一部の再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えない。

## 7 応募資格

次の条件の全てを満たしていること。

- ・日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人（法人格の種類は問わない）であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- ・添付資料により納付の状況の証明を求め税を滞納している者でないこと。
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- ・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者
- ・業務遂行に当たって、経理処理や業務報告などを県の指示に従って適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されている者

## 8 スケジュール

- (1) 募集開始  
令和8年7月3日（金）
- (2) 質問受付  
令和8年7月21日（火）
- (3) 応募期限  
令和8年7月27日（月） 17:00（必着）
- (4) 書面審査  
令和8年8月上旬
- (5) 事業者決定  
令和8年8月中旬を予定

## 9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付ける。

- (1) 受付期間  
令和8年7月3日（金）から7月21日（火）
- (2) 質問様式  
様式1による
- (3) 質問方法  
電子メールによる  
※件名を「応募事業者名／令和8年度群馬県大学発等スタートアップ創出・育成支援事業 質問事項」とすること。
- (4) 提出先  
下記10（4）に同じ
- (5) その他  
質問に対する回答は、原則3日以内（土・日曜日・祝日を除く）に様式1の提出があった事業者全てに対し、電子メールにて回答します。  
※質問事業者名は公開しません。

## 10 応募の手続き等

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書表紙（様式2）
  - イ 企画提案書本体（任意様式）
  - ウ 業務実施体制表（様式3）
  - エ 委託費用見積書（任意様式）  
※見積額が上記4の積算上限額を超えた場合は失格とする。
  - オ 会社概要（パンフレット等）
  - カ 法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。コピー可）（\*注）
  - キ 決算書の写し（直近のもの1期分（半期決済の場合は2期分））（\*注）
  - ク 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式4）（\*注）

ケ 課税（免税）事業者届出書（様式5）

コ 納税証明書

※納税証明は、国税及び群馬県税にかかるものとし、国税については「その3の3」様式（法人税、消費税及び地方消費税）、群馬県税については「県税に滞納がないことの証明（完納証明・規則第45条の3様式）」とする。なお、県外の事業者で本県内に営業所等がない場合は、群馬県税に係る証明は提出不要です。

※実行委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

※（\*注）については、「令和8・9年度群馬県物品等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要です。

## （2）企画提案書本体（任意様式）の記載事項

ア 実施体制等

（ア）今回の業務に関する基本的な考え方

イ 主な支援実績

（ア）オープンイノベーション支援に係る実績

（イ）他自治体等と連携（委託業務の受託）した支援実績

ウ 事業者への支援方法等

令和8年度群馬県大学発等スタートアップ創出・育成支援事業委託仕様書に基づき、具体的な支援内容等を記載すること。

（ア）大学等と企業とのマッチングの実施方法及び具体的な連携創出に向けた考え方

（イ）実施スケジュール及び進行管理の方法

エ その他

その他、アピールしたい事項、本業務に関する提案等があれば自由に記載すること。

## （3）提出方法・提出期限

・提出方法 電子メールによる。

・提出期限 令和8年7月27日（月） 17：00（必着）

## （4）提出先

群馬県大学発等スタートアップ創出・育成支援事業実行委員会 事務局

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県産業経済部

未来投資・デジタル産業課 新事業支援室 スタートアップ連携係内

電話：027-226-3317

E-mail：miraitoushi@pref.gunma.lg.jp

## （5）応募書類の取扱い

・提出された応募書類等は、審査の必要上、複製を作成することがある。

・提出された応募書類は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、事業者として採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）、「群馬県情報公開条例」（平成12年6月14日条例第83号）に準じ、不開示情報及び非開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

## 1 1 審査

### (1) 審査方法

提出された書類をもとに、以下の審査基準について書面により行う。審査は非公開とし、内容の照会等には対応しない。なお、審査に当たり必要がある場合は、応募者に対しヒアリングを実施することがある。

#### [審査基準]

- ・実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務実施体制、業務実績 等）
- ・企画提案に関すること（企画力、提案事業の実現性、具体性 等）
- ・積算に関すること（見積金額の妥当性 等）

### (2) 審査結果の通知

全応募者に対して電子メールにより通知する。

## 1 2 委託契約

### (1) 委託契約の締結

企画提案内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、実行委員会との交渉で決定する。なお、優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

### (2) 検査の実施

適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、事業終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合がある。なお、本事業に関する証拠書類は本事業終了後5年間保存するものとする。

### (3) 委託費の支払い

原則、成果物の提出を受け、委託金額が確定した後に精算払いを行う。

## 1 3 注意事項

(1) 本公募の参加に要する経費は、全て事業者の負担とする。

(2) 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めない。

(3) 提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがある。また、これにより実行委員会が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

(4) 企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。

(5) 本公募の参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

(6) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、実行委員会に帰属する。

(7) 本業務は、内閣府所管の「地域未来交付金」を財源に実施する予定のため、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行うこと。

(8) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはしない。